

社会福祉はこれでいいのか(8)

- 政策決定システムの透明化を！

障害者自立支援法の改正をめくって -

社会福祉提言委員会

先般、障害者 30 名が地方裁判所に障害者自立支援法が憲法 25 条違反だとして提訴した。この 12 月には社会保障審議会で法改正に繋がる論点がまとめられることになっている。その主要な論点は、相談支援 就労自立支援 障害児支援 障害者の範囲 利用者負担 報酬 サービス体系、障害程度区分、地域生活支援事業などに関する個別論点の 7 点である。いずれも重要な課題だが、障がい者にとって最大の課題は、利用者負担と障害程度区分である。この二つは、障がい者の生活と今後のサービス質量を決めるニーズ判定に直結するからである。前者については、既に国が 3 年間で 1200 億円の特別対策を講じ、定率負担を 10% から 3% に修正したが、後者は課題として残されている。

K・ジャッジは、利用者負担の目的は、歳入の増加、需要の削減、優先順位の変換、濫給防止、象徴効果(誇りを持ってサービスを受けること)と指摘している。

財政学的には応益負担は、一般国民が享受している水準を越えた受益、開発などによって得られた利益があった時に適用される概念である。障がい者へのサービスは受益ではない。現実に月 10 万円以下の障害福祉年金、平均 12,900 円程度の授産収入、民間事業所の義務的な障害者雇用率がまだ 1.8% 未満である障害者の生活実態から考えれば、百歩譲っても の象徴効果しか正当性をもち得ないといわざると得ない。しかも重度者ほど負担が高くなる定率負担(応益負担)はマイナスの象徴効果そのものである。受益者負担を介護保険と同じ定率負担といいかえても無理がある。応益負担(定率負担)は国際障害者年で WHO が示した ICF の社会モデルを国の政策理念とした見解と明らかに矛盾し、障がいを増幅する原因は社会の側であって、障がい者自身の責任ではないという国民的、世界的な認識を無視するからである。障害者自立支援法は、社会福祉基礎構造改革の第一楽章である介護保険に継ぐ第 2 楽章である。第二楽章は社会福祉基礎構造改革の全体の印象を連想させる重要な章である。しかしその主調音は、障がい者自身による裁判提訴や法律廃案運動を引き起こし、前代未聞の不協和音の楽章となった。何故か。端的に言えば障がい者の生活の実態を掬いとった楽譜(政策)ではなかったからである。何故、現実の障害者の生活実態と乖離したか。ひとつには日本の政策の意思決定過程の二重構造にある。画一的な財政削減を図る財務省と、その意図を吞まざるを得ない各省の上下関係の統治構造にある。もうひとつ

には政策に命を吹き込む民意の回路を各省とも持ち合わせていないからである。昨今のおぞましい事件の多発は、これらの構造がもたらす国民の閉塞感と無縁ではなく、問われるべきは当事者の民意を反映する透明な政策決定システムの確立である。

